

# 自動車リサイクル法許可申請添付書類一覧表（解体業） （新規・更新）

自動車リサイクル法に係る解体業許可申請に当たっては、岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続き及び実施に関する条例の規定に基づき、事前に協議が必要な場合がありますので、廃棄物対策課までご相談ください。

《申請に当たって》

- 1 窓口は岡崎市役所福祉会館5階です。
- 2 申請手数料は現金で即日納付（新規：78,000円・更新：70,000円）となりますので、忘れずにご持参ください。  
※納付先は、岡崎市役所指定金融機関出張所（岡崎市役所東庁舎3階）になります。
- 3 郵送での受付は行っておりませんので、窓口へ直接お越しください。
- 4 申請に必要な部数は、正本（提出用）と副本（申請者控え）として2部必要となります。なお、副本については、コピーで差支えありません。
- 5 住民票・登記事項証明書などの公的機関から発行された証明書は、原本かつ発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
- 6 申請書等の日付は、窓口で書類を受領する際に記載していただきます。
- 7 ●…必ず添付が必要なもの、△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの

令和3年 7月26日更新

| No. | 添 付 書 類   | 新<br>規  | 更<br>新 |   |
|-----|---|---|--------|---|
| 1   | 標準作業書   | ●   | ●      |   |
| 2   | 業を行おうとする事業所の施設に関する書類  | ①施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の付近の見取図   | ●      | △ |
|     |   | ② 施設の所有権を有することを証する書類（売買契約書及び領収書等の写し）<br>※ 所有権を有しない場合には、施設の使用する権原を有することを証する書類（施設の賃貸借契約書等の写し） | ●      | △ |
|     |   | ③ 土地の登記事項証明書<br>※ 所有権を有しない場合には、土地の使用する権原を有することを証する書類（土地の賃貸借契約書等の写し）                         | ●      | △ |
|     |   | ④ 公図（施設、保管場所の位置を記載してください。）の写し   | ●      | △ |
|     |   | ⑤施設を設置する土地に隣接する土地所有者の承諾書（公道等を挟んでいる土地は不要です。）   | ●      | △ |
|     |   | ⑥ 他法令チェック票  | ●      | △ |
|     |   | ⑦ 他法令により規制を受ける場合、関係法令の許可書等の写し   | ●      | △ |
|     |   | ⑧ 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続き及び実施に関する条例第9条の規定による協議結果通知書等の写し                                | ●      | △ |
| 3   | 事業計画の概要を記載した書類<br>事業計画書及び収支見積書（使用済自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に詳細な書類の提出が必要です。） | ●   | ●      |   |

|   |         |   |   |   |
|---|---------|---|---|---|
| 4 | 法人      | 定款又は寄附行為<br>※ <u>原本と相違ない旨を記入し、原本証明してください。</u>   | ● | ● |
| 5 | 法人      | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書など）  | ● | ● |
| 6 | 法人      | 次に掲げる者の、住民票の写し（※1）<br>① 法第61条第1項第3号に規定する役員<br>② 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者（株主又は出資者が法人の場合は登記事項証明書）<br>③ 令第5条に規定する使用人 | ● | ● |
|   | 個人      | 次に掲げる者の、住民票の写し（※1）<br>① 申請者<br>② 令第5条に規定する使用人<br>③ 申請者が未成年者である場合、その法定代理人（※3）  |   |   |
| 7 | 申立書     |   | ● | ● |
| 8 | 誓約書（※2） |   | ● | ● |

※ 1 本籍記載のものに限る。外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限る。

※ 2 法62条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを誓約する書面

※ 3 法定代理人が法人である場合は、No.4、5及び6①

注1) 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の写しの添付」が「国籍等の記載のある住民票の写しの添付」に変更されていますのでご注意願います。

注2) 更新申請を行う場合は、必要添付書類について事前に廃棄物対策課までご相談ください。